

議員提出議案第 1 4 号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 5 月 2 日提出

提出者	さいたま市議会議員	青 羽 健 仁
	同	神 崎 功
	同	上三信 彰
	同	山 崎 章
	同	細 沼 武 彦
賛成者	さいたま市議会議員	武 笠 光 明
	同	高 柳 俊 哉
	同	輿 水 恵 一
	同	神 田 義 行
	同	土 井 裕 之

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 <u>1 2 人</u></p> <p>市長公室、行財政改革推進本部、政策局、総務局、財政局、経済局、出納室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項（予算委員会の所管に属するものを除く。次号から第 5 号</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 <u>1 3 人</u></p> <p>市長公室、行財政改革推進本部、政策局、総務局、財政局、経済局、出納室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項（予算委員会の所管に属するものを除く。次号から第 5 号</p>

までにおいて同じ。)並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

[略]

市民生活委員会 12人

市民・スポーツ文化局、環境局及び消防局に関する事項

保健福祉委員会 12人

保健福祉局及び子ども未来局に関する事項

まちづくり委員会 12人

都市局、建設局及び水道局に関する事項

予算委員会 20人

予算、補正予算及び暫定予算に関する事項

2～4 [略]

(議会運営委員会の設置)

第4条 [略]

2 議会運営委員会の委員の定数は、12人とする。

3 [略]

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 [略]

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、12人とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置く。ただし、特に必要があると認めるときは、議会の議決で特別委員会に副委員長2人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員会において、それぞれ互選する。

3 [略]

までにおいて同じ。)並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

[略]

市民生活委員会 13人

市民・スポーツ文化局、環境局及び消防局に関する事項

保健福祉委員会 13人

保健福祉局及び子ども未来局に関する事項

まちづくり委員会 13人

都市局、建設局及び水道局に関する事項

予算委員会 31人

予算、補正予算及び暫定予算に関する事項

2～4 [略]

(議会運営委員会の設置)

第4条 [略]

2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。

3 [略]

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 [略]

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、13人とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会(予算委員会を除く。)、議会運営委員会及び特別委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。ただし、特に必要があると認めるときは、議会の議決で特別委員会に副委員長2人を置くことができる。

2 予算委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

3 委員長及び副委員長は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)において、それぞれ互選する。

4 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。